

飯塚市公共施設予約システム導入業務委託仕様書

第1 業務の名称

飯塚市公共施設予約システム導入業務委託

第2 業務の目的

新規のクラウド型公共施設予約システムの導入により、現在のシステムでは対応していないオンライン予約を始めとした各種機能を活用した利用者の利便性の向上、また、職員のシステム入力等をはじめとした作業負担減及び効率性の向上を図るもの。

第3 履行期間

(1) 導入期間

契約締結日の翌日から令和7年12月31日まで

(2) システム利用開始

令和8年1月1日から

第4 業務概要

業務概要は、次のとおりとする。

(1) 対象施設(別紙1)におけるオンライン予約可能なクラウド型(SaaS方式による)公共施設予約システム(以下「本システム」という。)の導入

導入後に施設や部屋の追加がある場合は、その都度対応すること。

(2) 導入に伴う環境構築、運用テスト、操作説明及びマニュアル作成等の実施

(3) システム導入の保守及び運用(サポート窓口の設置を含む。)

第5 業務スケジュール

業務スケジュールについては、次のとおりとする。

	令和7 年8月	9月	10月	11月	12月	令和8 年1月	2月	3月
システム構築								
運用テスト								
実装・運用								

第6 業務の範囲

業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 本システムの初期構築作業

- ・ネットワークや端末設定等の利用環境の整備
- ・システムの初期セットアップ

- ・テストの実施及び当市職員によるテスト実施への支援
- ・データ移行

- (2) 本システムの提供
- (3) 本システムの運用・保守
- (4) システム導入に係るプロジェクト管理
- (5) システム操作研修

なお、本仕様書に基づく調達過程で明らかとなる作業及び受注者が提案時に必要とした作業は、原則、本業務の範囲とする。

第7 システム要件

1 基本事項

- (1) 公共施設予約システムを1つのパッケージシステムで提供できること。
- (2) 利用者側のOS、ブラウザの利用状況に合わせて、必要となるソフトウェアのバージョンアップは、受注者の負担において行うこと。
- (3) 対象施設及び設備等の追加、変更等の各種操作について、プログラミング等の専門知識を必要とせず、発注者において行えること。

2 環境要件

- (1) 利用者が登録するデータは、デバイス内には保有せず、サービス提供クラウド環境(データセンター内)でデータを保有すること。また、情報資産は日本国内に保管されること。
- (2) 本業務で用いるデータセンターは、以下の要件を満たすこと。
 - ア 耐震又は免震構造であること。
 - イ 代替機等を常備するなど、重大障害時(サーバ機能停止等)にもシステム停止がないよう、冗長性を確保すること。
 - ウ 停電時等による電力供給の停止に備え、機器が適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備えること。
 - エ 不正な侵入を防止するため、適正な入退室管理を行うこと。
- (3) 本システムは、メンテナンス時間を除き24時間利用できること。

3 機能要件

本業務において、発注者が受注者より提供される本システムの性能・機能は、機能要件書(別紙2)に準拠するものとし、動作環境及び利用可能な機器は、次のとおりとする。

項目	施設利用者(PC)	施設利用者(PC以外)	施設管理者
端末	PC	スマートフォン他	PC
台数	—	—	使用台数は無制限

OS(※)	Windows/macOS	Android/iOS	Windows Server 2019 Standard
ブラウザ (※)	Microsoft Edge Firefox Google Chrome	Microsoft Edge Firefox Google Chrome Safari	Microsoft Edge Google Chrome
その他	インターネットで動作すること。 施設管理者については、飯塚市仮想環境からアクセスできること。		

※OS及びブラウザは、各ベンダーがサポートしているバージョンに対応すること。

第8 システム構築

受注者は、システム本稼働前に、次の作業を実施するものとする。

項番	作業項目	仕様
1	要件・仕様打合せ・整理	システム設定の基準を発注者(情報システム担当課、施設担当課、施設管理者)に説明し、設定条件を決定する。
2	マスターデータの登録 (コード情報、施設情報等)	システムを使用する上で必要な施設に関する情報(料金体系、貸出時間割、休館日、備品等)や施設の種類、使用目的の種類、減免の種類等についてシステムに登録する。 なお、登録項目は受注者の指定する様式に従って発注者が作成する。
3	動作確認・運用テスト	システムを利用する機器(施設管理者端末)上でシステムが問題なく動作することを確認する。 発注者が動作確認や検証、練習等を実施した際に生じた問題点・疑問点についての説明やシステムの対応を行う。
4	施設管理者等への操作説明	システムを利用する施設管理者等に対し、操作講習会を実施する。
5	本番運用支援	システム公開当初、現場に混乱が発生しないよう運用支援を行う。
6	提出図書の作成	提出図書(業務完了届及び操作説明書等の本仕様書第13に示す納品書類)を納品する。

第9 システムの変更

サービスの稼働、運用・提供に係る関係法規則について、常に最新動向を把握し、適

宜必要な見直し・改善を実施すること。

また、システムの全部又は一部が変更を必要とする場合は、受注者はシステムを変更できるものとし、その内容については、受注者と発注者の協議により対応の方針を決定するものとする。

今後、オンラインキャッシュレス決済等の導入を予定している。導入に当たっては、市からの問い合わせに対し真摯に対応し、導入支援に努めること。

第10 システム保守要件

システム保守要件は、次のとおりとする。

(1) システムのメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する際は、事前に発注者の承認を得るとともに、施設利用者及び施設管理者側利用者に対して、事前にシステムトップページでその内容及び期間を予告周知し、システムメンテナンス中も可能な限りその旨を周知するものとする。

(2) トラブル時のサポートについては以下のとおりとする。

サポート	技術的問い合わせ対応	技術的問い合わせ対応	月～金曜日(休日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く) 対応時間:午前9時～午後6時
	緊急メール受付	サービスの動作不良にかかわる緊急メール受付	24時間365日

第11 データの提出

サービス開始後に利用者が入力した情報及び発注者が登録した情報のうち、発注者の情報管理権限を有する情報(発注者が提供を希望する情報)については、契約終了時に全て抽出し発注者に提供可能とすること。また、抽出ファイルのデータ項目説明資料を提示すること。ただし、本システムに、当該情報を抽出する機能を有する場合は、発注者にて抽出するものとする。

第12 研修要件

本システムの機能を理解し、操作方法等を習得するために仮稼働(本システムのサービス提供)開始前に、システムを利用する施設管理者、施設運用者に対し、操作マニュアルを用いて操作講習会を平日同一日に計7時間を3回実施すること。

なお、受注者は、事前準備や講師確保、パソコン等機材の用意を担い、発注者は、研修場所の提供を担うものとする。

第13 納品書類

納品書類は、次のとおりとする。紙媒体及び電子媒体で必要部数を納品すること。

- (1) 打ち合わせ等協議資料 1部
- (2) システム管理者操作説明書 1部
- (3) 施設管理者操作説明書 1部
- (4) 施設管理者操作説明書(簡易版) 1部
- (5) 施設利用者向け操作説明書 1部
- (6) 機能仕様書 1部
- (7) 施設マスターデータ登録内容一覧 1部
- (8) 施設管理者情報登録内容一覧 1部

なお、(2)システム管理者操作説明書、(3)施設管理者操作説明書、(4)施設管理者操作説明書(簡易版)、(5)施設利用者向け操作説明書については、単なる操作説明やボタンの説明ではなく、操作者のアクションベース(施設を予約するにはどうするか、施設区分を設定するときはどうするかなど)で作成すること。

また、(4)施設管理者操作説明書(簡易版)については、各施設受付窓口用の操作説明書とするため、(3)施設管理者操作説明書から日常の操作に必要な事項を抜粋したものを作成すること。

第14 支払い

支払いについては、次のとおりとする。

- (1) 導入期間に係る作業等については、一括払いとし、「第13 納品書類」の納品が完了次第、発注者が導入に係る業務等及び納品書類について検査を実施し、その検査に合格した場合、受注者に契約書で定める金額を支払うものとする。
- (2) 運用期間の利用料等については、年1回とし、業務完了後、受注者からの正当な請求書に基づき請求書受領後、30日以内に支払うものとする。

第15 個人情報・情報セキュリティの遵守

- (1) 個人情報・情報セキュリティに関する法令及び条例等を遵守すること。

遵守する法令及び条例等は次のとおりとする。

- ・個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- ・飯塚市情報セキュリティ基本方針
- ・飯塚市情報セキュリティ対策基準
- ・飯塚市情報セキュリティ実施手順
- ・個人情報取扱特記事項

- (2) 不正プログラム対策

システム(サービス)の稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピュータウィルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じ

るとともに、それら対策で用いるソフトウェアは常に最新の状態に保つこと。

システム(サービス)の稼働環境及び開発・テスト環境で用いるOSやソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップなど適宜実施できる環境を準備すること。

(3) 事故発生時の報告及び対応

万一、借用した個人情報の漏洩や流出、使用目的以外の利用が認められた場合は、速やかに発注者に対して文書で報告するとともに、その後の措置は、発注者の指示に従わなければならない。

また、受注者の責に起因する事故により、第三者から発注者が損害賠償を請求されたことによる係争費用及び判決により発生した弁償額は、受注者が負担しなければならない。

第16 保有データの消去

サービスを終了若しくはサービス利用契約終了後は、発注者が提供を希望する保有データを提供ののち、速やかにシステムから消去すること。消去においては、復元不可能な状態にすること。

第17 その他

本仕様書に定めのない事項については、別途協議するものとする。